

**一宮斎場整備運営事業に係る  
事後評価及び次期事業手法の検討**

**報告書  
【概要版】**

令和6年3月

一宮市

## 報告書作成の背景

平成 23 年（2011 年）4 月 1 日に供用を開始した一宮斎場は、整備運営事業の手法として PFI<sup>※1</sup>（BT0<sup>※2</sup>方式）を導入しており、市内外企業で構成される SPC<sup>※3</sup>（PFI 一宮斎場株式会社）により管理されている。令和 8 年（2026 年）3 月 31 日をもってその事業期間が満了となることに伴い、当該 PFI 事業における効果、課題等を明らかにするため、「PFI 事業の事後評価等に関する基本的な考え方」（令和 2 年内閣府公表）や「一宮市 PFI 活用ガイドライン」などにに基づき、事後評価（期間満了前における事業の評価）を行った。また、事後評価をもとに次期事業手法の検討（期間満了後の当該施設の運営・活用方法の検討）を行い、それらの報告書を作成した。

## 事業概要

### (1) 施設名称（所在地）

一宮市一宮斎場（一宮市奥町字六丁山 24 番地）

### (2) 事業名

一宮斎場整備運営事業

### (3) 事業目的

平成 17 年（2005 年）の 2 市 1 町合併の時点で、既存の斎場施設は昭和 38 年（1963 年）に設置して以来約 40 年が経過し、老朽化が進んでいた。また、火葬件数の増加に伴い、利用ニーズへの十分な対応が困難になりつつあった。そのため、急激な高齢化に伴う火葬需要の増加に対応するものとして建替えによる新しい施設を整備した。

事業を進めるにあたっては、PFI 手法の導入により、民間活力によるサービス水準の向上並びに財政支出の削減及び平準化を目指して実施した。

### (4) 事業期間

設計・建設期間：平成 21 年度から平成 22 年度までの 2 年間

運 営 期 間：平成 23 年度から令和 7 年度までの 15 年間

### (5) 事業主体

PFI 一宮斎場株式会社

構成：東亜建設工業株式会社、大興建設株式会社、榊原建設株式会社

富士建設工業株式会社、太平ビルサービス株式会社

---

※1 PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

※2 BT0 (Build Transfer Operate)

民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式

※3 SPC (Special Purpose Company 特別目的会社)

ある特別の事業を行うために設立された事業会社

## 事後評価

### (1) 定性的評価

| 評価項目      | 評価結果  |
|-----------|---|
| 運営・管理     | モニタリングにおいて適切に運営・管理されていることが確認された。                |
| 利用者満足度・苦情 | 利用者アンケートの結果はおおむね良好で、改善すべきところは改善されていた。           |
| リスク分担     | 適切なリスク分担により事業全体のリスク管理が効率的に行われていた。               |
| 地域経済への貢献  | 市内企業への業務委託や備品の発注、職員を市内の人材から採用するなど地域経済への貢献が見られた。 |

### (2) 定量的評価

| 評価項目                  | 評価結果   |
|-----------------------|--|
| 利用者数、施設稼働率などの施設利用状況   | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を含めた遺体の火葬件数の増加に加え、待合室の使用件数の増加などもあったが、問題なく運営されていると認められた。  |
| SPCの経営状況              | 当初の計画とほぼ変わらず、経営状況に問題ないと認められた。  |
| VFM <sup>※4</sup> の達成 | VFMの算定結果、財政支出の削減が認められた。<br>特定事業選定時：16.7% 契約後再算定：27.9%<br>(算定した際の条件に大幅な変更がない場合、改めて算定する必要はないとの考え方が内閣府により示されているため事業終了時点でのVFMの再算定は行わない。) |

定性的評価及び定量的評価の結果から、事業者のノウハウが活かされたことにより、適切な事業の実施、市の財政負担の削減などの効果があったことがわかる。このことから、低廉かつ良質な公共サービスの提供、財政負担の平準化、官民の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成及び民間の事業機会を創出することによる経済の活性化といった当初期待した効果を得ることができ、本事業におけるPFI手法の採用は適切であったと評価できる。

---

※4 VFM (Value for Money)

PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のこと。直営で整備した場合と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合

## 次期事業手法

「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」（令和 4 年内閣府公表）及び「一宮市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針」（平成 29 年 3 月策定）をもとに次期事業手法について検討を行った。

### (1) 施設の新設又は改修を伴う手法

予防保全型の管理を行っており、火葬設備に劣化等があった場合は、その都度修繕を行っている。また、建物の目標耐用年数の中間期である 40 年に到達しておらず、火葬炉を含めた各設備や建築物の保守点検実施業者からも近いうちに大規模な改修をする必要はないと報告を受けている。これらのことから、事業内容に大規模改修を含む事業手法は選択しない。

### (2) 公共施設等運営事業

利用料金を収受し、効率的な維持管理・運営を行う事業において採用される手法である。火葬を行うのみである施設の性質上、施設需要をコントロールすることができず、事業者の努力による収入増は見込めないため、適さないと考えられる。

### (3) PFI（0 方式）

施設の新設や改修を伴わない PFI として、0 方式がある。事業期間が比較的長期に渡るため雇用の安定化など長期的な視点での管理が期待できるが、想定し難い修繕リスクを過大に見込むことによるコスト増の可能性が非常に高い。また、検討段階に導入可能性調査を実施する必要があることや、事業開始後に SPC を設立するなど指定管理者等に比べ高コストである。また、次期事業内容に大規模改修を含めないことから、金融機関に借入を行うほどの資金調達の実必要性が無く、民間による資金調達、資金計画による事業費の平準化及び金融機関による経営状況の監視など PFI のメリットが生かせないため、選択する必然性は低い。

### (4) 指定管理者制度及び包括的民間委託

双方とも事業期間が比較的短いため、修繕等の費用が適切に算出できるほか、業務の仕様変更を柔軟に行うことができる。また、参入障壁が低いため競争原理が働き、コストを抑えられる傾向がある。民間ノウハウの活用については、事業者から提案された新たな業務や施設の使用許可等処分に該当する業務を含む幅広い事業を行うことができるため、指定管理者制度を導入した場合の方が、民間事業者の創意工夫の余地がより大きい。

一宮市としても、民間事業者が既に事業展開しており、ノウハウ等の導入により市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設については、指定管理者制度を導入する方針であり、他の自治体でも、指定管理者制度を導入している火葬場が増えてきている。加えて、市内の他の公共施設における導入実績もあるため、選定業務を含め、民間事業者を管理する市側にもノウハウがある。

以上のことから、次期事業手法は指定管理者制度が適切であると考えられる。

## 今後のスケジュール（予定）

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 令和6年   | 指定管理者制度導入の場合、一宮市斎場条例の改正 |
| 令和7年   | 選定・指定管理者の指定             |
| 令和8年3月 | PFI事業終了・運営引き継ぎ          |

一宮斎場整備運営事業に係る事後評価及び次期事業手法の検討報告書【概要版】

一宮市環境部霊園管理事務所  
〒491-0201  
愛知県一宮市奥町字六丁山 52 番地  
環境センター北館  
TEL : 0586-45-9953

報告書の全文は、  
一宮市公式ウェブサイトにて  
ご覧いただけます。



ページ ID : 1060874  
[https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kankyou/reien/  
1000183/1012484/1060874.html](https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kankyou/reien/1000183/1012484/1060874.html)